

第4章 災害復旧・復興計画

災害復旧事業

市は、被災状況及び地域の特性に配慮し、各施設の迅速な原状復旧と合わせ、災害の再発防止に必要な施設の新設や改良等に関する事業計画を速やかに確立し、災害に強い社会基盤の整備を図る。

(2) 激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所または地域
- エ 災害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- オ 災害に対してとられた措置
- カ その他必要な事項

(3) 激甚災害指定の基準

いわゆる激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定、のち数次の追加改正あり）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つの指定基準がある。

(4) 政令による特別の財政援助及び助成

大規模災害の発生時には、その災害に対処するため、特別の財政援助及び助成に関する法律が制定され、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等への負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成に関する措置が定められることがある。

当該法律では、指定基準を満たす地方公共団体を「特定被災地方公共団体」、「特定被災区域」として政令で定め、各種の財政援助及び助成が行われる。

なお、災害によって指定基準等は変更される可能性がある。

3 その他の復旧事業

(1) 助成制度

災害復旧事業には、激甚法に基づく財政援助及び助成以外に、法律または予算の範囲内において国が全部もしくは一部を負担し、または補助して行う災害復旧事業がある。

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、災害復旧事業の対象となるものについては復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、国の災害査定が速やかに実施されるように努める。

災害復旧事業費は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律または予算の範囲内において国が全部もしくは一部を負担し、または補助して行う災害復旧事業は、以下のとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づく事業
- イ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針（昭和37年建設省都発第194号）

- ウ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）に基づく事業
- エ 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）に基づく事業
- オ 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）に基づく事業
- カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく事業
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく事業
- ク 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく事業
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）に基づく事業

(2) 復旧技術職員の確保

災害復旧のための職員に不足を生じたときは、中核市など応援協定締結自治体のほか、県や全国市長会等を通じて他自治体からの応援職員派遣について要請し、確保に努める。

(3) 緊急資金の確保

災害復旧事業を迅速に行うために、国及び県の負担金、補助金を利用するほか、地方債の発行等により臨時資金の調達に努める。

第2節

災害復興計画

1 計画の目的

風水害により市域に大規模な被害が発生した場合、被災者の生活及び地域の社会経済活動を緊急かつ円滑に再建・復興するため、市及び県は、市民、民間事業者及び施設管理者等と連携して、速やかに復興の基本方向を定め、復興計画を作成する。

また、市、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき住民の合意を得ながら、災害防止と良好な都市環境を目指した効率的な復興対策、防災対策を早急に実施する。

<達成目標>

市は、早期に復興ビジョンや復興事業計画を策定し、復興に向けた基本目標や施策とその必要性などを市民や関係者等にわかりやすく示し、復興への意思統一を図るとともに、個別の復興事業への理解と協力を促す。

また、各種復興事業の相互関係を明確にすることにより、効率的かつ効果的な事業の推進を図る。

2 復興の基本的な考え方

復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、雇用、保健、医療、福祉などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。

市では、被災者の生活再建や社会基盤の再生・強化など5つの柱として取り組む。

以下、東日本大震災発生後に策定した「市復興事業計画」の体系について示す。

取組みの柱	内 容
被災者の生活再建	【目標】 被災した市民一人ひとりに寄り添い、住まいと暮らしの再建や安定に向けた総合的な取組みを推進する。 【主な取組み】 ・災害公営住宅の整備 ・義援金や被災救助費等の支給 ・被災者の見守りと心のケアの実施 ・生活再建のための総合窓口の開設など
生活環境の整備・充実	【目標】 医療・福祉体制の強化、子育て・教育環境の整備、地域力の強化など、安心して暮らすことができる生活環境の整備・充実を図る。

	【主な取組み】 ・地域医療を担う人材の確保・育成など医療体制の整備・充実 ・学校の耐震化、就学資金の援助など教育環境の整備・充実 ・保育所等の耐震化、震災遺児等への支援、被災高齢者等の交流や健康づくりの場の提供など福祉環境の整備 ・震災の記録・復興の歩みの作成など震災記録の保存と継承
社会基盤 の再生・強化	【目標】 災害に強い社会資本を整備するとともに、地域特性に応じた再生を図るなど、市民生活に密接に関連する社会基盤の再生・強化に取り組む。 【主な取組み】 ・震災復興土地地区画整理事業や防災集団移転促進事業の実施 ・被災沿岸域の津波避難計画の作成や防災・減災対策施設の整備 ・幹線道路網の整備や情報通信基盤整備の推進 ・耐震性貯水槽の整備など応急給水体制の整備
経済・産業 の再生・創造	【目標】 都市の活力の源である地域経済の再生復興を図るため、農林水産業の再生、地域企業の経営再建や新たな産業の創出などに取り組む。 【主な取組み】 ・企業等の技術開発の支援や工場等の誘致促進 ・被災事業者に対する金融支援の創設・拡充 ・各種大会や会議等の誘致促進 ・観光PRや情報発信など
復興の推進	【目標】 国・県等との連携強化、復興に必要な組織見直しや財源確保等など、復興を推進するために必要な体制を構築する。 【主な取組み】 ・復旧・復興に向けた内部組織体制の再編・強化 ・国、県等の復興制度等の活用 ・災害救援（復興支援）ボランティアセンターの設置など

3 災害復興推進体制の検討

(1) 市の災害復興推進体制

甚大な被害を受けた災害からの復興事業を実施するうえで、市民生活及び都市の復興を総合的な視点に立って的確かつ迅速に進めるために、通常の行政組織と合わせて、組織横断的な臨時組織の設置も求められる。

甚大な被害により復興に相当の期間を要すると考えられる場合には、市長は、すみやかに復興本部会議を招集し、災害復興推進体制の検討を行う。

災害復興推進体制は、全庁を挙げて関係機関・団体との連携を図りながら、復興への取組を推進できる組織体制とする。

応急対策から復旧、復興へは、質的な変化を伴いつつ断続的に進行するものであるため、災害復興は、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業のうち、災害復興にも関係し、大きな影響を与えるものについて、災害対策本部と連携・連絡を密に取りながら進めていくこととなる。

また、災害復興計画の作成に際しては、被災市街地復興特別措置法を十分踏まえることとする。

(2) 市や市民、学識経験者などによる復旧・復興計画の検討・推進組織の設置

被災後の具体の復旧・復興計画の策定や、復興の取組を進めるにあたって、その過程における様々な検討には、市だけでなく、市民や市域内の事業所、学識経験者など幅広い参加者からなる検討・推進組織を設置し、協議・検討を行う。

なお、復興の取組を進める上で、要配慮者や女性などの視点が重要であることから、同組織の委員として要配慮者や女性が参画できるよう十分配慮する。

第3節

市民生活安定のための緊急措置

1 計画の目的

被災した市民が、生活の早期回復、再建を進めることができるよう、市、県、及び防災関係機関は、各種相談や生活再建資金の支援、各種減免の取り扱いなどを行い、自立した生活への自力復興ができるようにすることを目的とする。

<達成目標>

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、被害状況に応じて迅速に生活支援体制を確立し、被災者からの生活相談の受付、職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税等の徴収猶予措置、公共料金の特例措置、被災住宅復興や事業経営安定のための資金融資、弔慰金・見舞金の支給、義援金の配分等を実施し、市民生活の安定を図る。

東日本大震災への対応で構築した、り災台帳管理から義援金支給に至る一連のシステムを、今後の災害発生に備えて活用できる仕組みを整備するとともに、そのノウハウを他の被災地にも提供できるようにする。

2 災害相談窓口の設置

(1) 相談窓口の設置

災対本部は、関係部署と連携して、被災者のための相談所を本庁舎等に設置するとともに、避難所を巡回して被災者の要望等を把握し、適切な対応、措置を実施する。

相談窓口の規模及び構成員数は、災害の規模や現地の状況を検討して決定する。

復興期においては、応急・復旧期の相談事項に加え、新たに自立のための環境整備や、生活復興のための直接支援を行う。

主な相談の取扱い内容は、以下のとおりとする。

- ア 生活資金、事業者の資金繰り（緊急融資）
- イ 住宅（応急住宅の斡旋、被災宅地危険度判定の手続き、り災証明の申請受付等）
- ウ 雇用
- エ 税等の減免、支援制度
- オ 医療、福祉、保健
- カ 各種法律相談
- キ 行方不明者の捜索（被災者の安否関係）
- ク ライフラインの復旧見通し
- ケ 社会秩序の維持

コ 外国人に対する対応

(2) 関係機関との連携

市は、国、県及び関係機関等と連携し、種々の相談に対し速やかかつ適切に対応する。

3 被災者の生活確保

(1) 職業のあっせん

災害により離職を余儀なくされた被災者の職業のあっせんについて、市は、県や公共職業安定所と密接に連携を図り、職業相談などの対応に努める。

(2) 社会秩序の維持、物資の安定供給

被災地及びその周辺においては、地元行政区・自治会の防犯パトロール隊などが主体となった自警組織が、警察や防犯協会等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

また、日用品の買占めなど混乱が生じないように、災対統括部広報班は、記者会見をはじめ、ホームページや回覧等で注意喚起を行う。

(3) 各種支援制度

① 税等の徴収猶予及び減免

ア 市税等

a 納期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出もしくは市税を納付または納入することができないと認めるときは、次の方法により災害が治まった後2か月以内に限り、当該期限を延長する。(市税条例第7条)

- 災害が広範囲に発生した場合、市長は、公示により適用の地域及び期限の延長日を指定する。
- その他の場合、災害が治まった後、被災納税義務者等による申請があったときは、市長が納期限を延長する。

b 徴収猶予

- (a) 災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。(地方税法第15条)
- (b) 介護保険料についても住宅や家財等に著しい損害を受けた納付義務者等が当該保険料の全部または一部を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき6月以内の期間に限り徴収を猶予することができることとされている(市介護保険条例第20条第1項)。

c 減免

被災した納税（納付）義務者に対し、主に以下のような税目等について減免を行う。

主な減免措置の対象となる税目等

税目	減免の内容
個人の市民税 （個人の県民税を含む）	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 （市税条例第 42 条の 2）
固定資産税・ 都市計画税	災害により著しく価値が減じた固定資産について減免を行 う。 （市税条例第 62 条第 1 項）（地方税法第 367 条） （地方税法第 702 条の 8）
特別土地保有税	災害により著しく価値を減じた土地について減免を行う。 （市税条例第 120 条の 3）
事業所税	被災した納税義務施設の状況に応じて減免を行う。 （市税条例第 141 条）
国民健康保険税	被災した納付義務者の状況に応じて減免を行う。 （国民健康保険税条例第 18 条）
介護保険料	被災した納付義務者等の状況に応じて減免を行う。 （市介護保険条例第 21 条第 1 項）

イ 国税・県税等

国及び県は、被災者の納付すべき税等について、法令等の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出もしくは納付または納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況により実施する取扱になっている。

ウ 広報

税等の納税緩和・減免措置等に関する広報活動については、本部が設置される期間においては、第 3 章「応急災害対策」第 8 節「広報」により行う。

また、本部廃止後においては、広報いわきやホームページ、チラシの配布等により行う。

② 災害援護資金等の貸付

市及び県は、下記の災害援護資金等の貸付を災害救助法が適用された場合などに実施する。

ア 災害援護資金の貸付

手続き	り災証明書、災害援護資金借入申込書、貸付を受けようとする世帯全員について、当該被害を受けた年の前年の所得（当該被害を一月から五月までの間に受けた場合にあつては、前々年の所得）の課税証明を用意して、各地区保健福祉センターに提出する。
対象となる災害	1. 市に災害救助法が適用された場合の災害 2. 県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合の災害
対象者	上記の災害により市域で世帯主の負傷（1か月以上の負傷）や、家屋に半壊、中規模半壊、大規模半壊、全壊の被害を受けた世帯の世帯主。ただし、世帯の総所得の限度額が、世帯構成人数に応じて定められている。また、当該家屋が滅失した場合にあつては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額の限度額も定められている。
制度の概要	下記に該当する被害がある場合、被害の状況にあわせて無利子または低利で貸付（最高 350 万円）を行う。 1. 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷 2. 被害金額が住居または家財の価格のおおむね3分の1以上である損害

イ 災害援護特別資金の貸付

手続き	り災証明書、災害援護特別資金借入申込書、災害状況長所、貸付を受けようとする世帯全員について、当該被害を受けた年の前年の所得（当該被害を一月から五月までの間に受けた場合にあつては、前々年の所得）の課税証明等を用意して、各地区保健福祉センターに提出する。
対象となる災害	災害救助法が適用とされない自然災害
対象者	災害により市域で世帯主の負傷や、家屋に半壊、中規模半壊、大規模半壊、全壊・流出を受けた世帯の世帯主。ただし、世帯の総所得の限度額が、世帯構成人数に応じて定められている。また、当該家屋が滅失した場合にあつては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額の限度額も定められている。
制度の概要	世帯主の負傷の状況や家屋の被害の程度に応じて、低利で貸付（最高で 350 万円）を行う。 1. 被害金額が家財の価格のおおむね3分の1以上である損害 2. 被災した住居を建て直す際に、住居の残存部分を取り壊す場合

ウ 生活福祉資金の貸付

手続き	市が発行するり災証明書等を添付して市社会福祉協議会へ申込む。
対象となる災害	災害救助法の適否によらない。
対象者	1. 低所得世帯のうち、必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯 2. 障がい者世帯（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯） 3. 高齢者世帯（65 歳以上の高齢者の属する世帯）
制度の概要	所得の比較的小さい世帯、家族の中に日常生活において介護が必要な高齢者（65 歳以上）や身体障がい者（身体障がい者手帳所持）、知的障がい者（療育手帳所持）、精神障がい者（精神障がい者保健福祉手帳所持）のいる世帯に対する貸付制度で、市社会福祉協議会が窓口となって実施し、無利子または低利で以下の資金を貸付する。 ・一時生活支援費災害援護費 最大月 20 万円以内で6 か月以内 ・生活再建費 80 万円以内 ・住宅補修費 250 万円以内

エ 災害復興住宅資金の融資

手続き	災害復興住宅融資取扱金融機関の窓口、または郵送により、住宅金融支援機構に申込む。
対象となる災害	市に災害救助法が適用された場合の災害
対象者	被害を受けた住宅の所有者または居住者で、「り災証明書」を交付されている者
制度の概要	住宅の建設、新築購入、中古購入、補修に対して、資金の融資を無利子または低利で受けることができる。それぞれで融資限度額や融資の制約（床面積等）が異なる。

オ 母子父子寡婦福祉資金貸付金

根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）
手続き	貸付申請書に関係書類を添付し、各地区保健福祉センターに提出する。
対象となる災害	災害救助法の適否によらない。
対象者	1. 母子福祉資金 ・ 20 歳未満の児童を扶養する母子家庭の母 ・ 父母のいない 20 歳未満の児童（児童に対する貸付のみ）

	2. 寡婦福祉資金 ・寡婦 ・40 歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者（所得制限あり）
制度の概要	母子家庭及び寡婦の自立と児童の福祉を増進するための貸付制度で、貸付（200 万円以内）の種類は以下の 12 種類。 各資金を無利子または低利で貸付けている。 - 母・母子福祉団体対象 ・事業開始資金 ・事業継続資金 - 母・児童対象 ・就職支度資金 ・医療介護資金 - 母対象 ・技能修得資金 ・生活資金 ・住宅資金 ・転宅資金 - 児童対象 ・修学資金 ・修業資金 ・就学支度資金 ・結婚資金

③ 災害弔慰金等の支給

市は、災害によって被災した市民あるいはその遺族に対して、災害弔慰金等を支給している。支給内容は以下のとおりである。

ア 災害弔慰金

根拠法令等	いわき市弔慰金の支給等に関する条例
手続き	災害対策本部は、死亡者の氏名、性別及び生年月日や、死亡年月日等の調査を行う。遺族は、必要な書類を保健福祉課に提出する。
対象となる災害	1. 市域内で5世帯以上の滅失があった自然災害 2. 県内で自然災害により住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3. 県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合の災害 4. 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
対象者	上記の災害による死亡者（当該災害のやんだ後3か月以上の行方不明者を含む）
制度の概要	被害を受けた当時、市に住所を有していた者で、災害により死亡した者の遺族に対して、最高 500 万円の災害弔慰金を支給する。死亡当時の配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母を対象とし、上記がない場合は兄弟姉妹を対象とする。

イ 災害障害見舞金

根拠法令等	いわき市災害弔慰金の支給に関する条例
手続き	1号様式（障害を有することを証明する医師の診断内容）を各地区保健福祉センターに提出する。
対象となる災害	1. 市域内で5世帯以上の滅失があった自然災害 2. 県内で自然災害により住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3. 県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合の災害 4. 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
対象者	上記の災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者
制度の概要	被害を受けた当時、市に住所を有していた者で、両眼失明等により、障がい者手帳の交付を受けた市民に対して、最高250万円の災害障害見舞金を支給する

ウ いわき市被災救助費及び弔慰金

根拠法令等	いわき市被災救助費支給条例
手続き	1号様式（被災状況届）を各地区保健福祉センターに提出する。
対象となる災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害
対象者	市内に居住する者で構成する世帯で、災害を受けた者
制度の概要	市内において、居住している者がいる建物が被災を受けた場合、被災した世帯の世帯主に対して災害見舞金を支給する制度。また、死亡者がいる場合には、遺族または葬祭を行う者に対し、災害弔慰金を支給する。

④ 事業者への融資

災害により被害を受けた農林漁業者及び中小企業等の復旧に資するため、市は、協力金融機関等に特別の配慮を要請し、農林業者及び中小企業者に対する融資を実施し、事業の安定を図る。

ア 農林漁業関係の融資

災害により被害を受けた農林漁業者または団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、(株)日本政策金融公庫法等により融資する。また、融資に当たっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう業務の適正かつ迅速化に努める。

イ 中小企業関係の融資

被災した中小企業は、県の災害対策緊急融資資金等の復興資金の貸付制度を利用できる。市は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（㈱日本政策金融公庫、㈱商工組合中央金庫等）の融資、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県に次の措置を要請する。

- a 資金需要の把握
- b 資金貸し付けの簡易迅速化、条件の緩和等の措置
- c 中小企業に対する金融制度の周知

⑤ その他特別取り扱い等

ア 日本郵政グループ（日本郵便㈱、㈱ゆうちょ銀行、㈱かんぽ生命）

災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

a 日本郵便㈱

○ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付局は集配郵便局とする。

○ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。なお、取扱局は原則として災害救助法が適用された市町村の区域内に所在する郵便局とする。

○ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社が公表して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用または見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受局はすべての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。

○ 避難所への配達

被災地への配達に際し、全地域で原則として各戸配達を実施する。避難されている方へは避難所に配達する。

○ 不在留置期間の延長

避難先・転居先不明で配達できない郵便物については、災害発生日から一定期間郵便局に留め置き、郵便局や避難所へお知らせ文を提出する。

b ㈱ゆうちょ銀行

○ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金手数料免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための送金手数料免除を実施する。

○ 貯金業務の非常取扱

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、非常払戻し等の非常取扱を行う。

c (株)かんぽ生命

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、保険金及び保険貸付金の非常即時払、保険料の特別払込猶予等の非常取扱を行う。

イ 福島労働局

a 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連絡を取り、公共職業安定所を通じ速やかにそのあつ旋を図る。

b 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じる。

- ・被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- ・巡回職業相談の実施

c 雇用保険の失業給付に関する特例措置

災害により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

ウ 日本放送協会

a 災害救助法が発動された区域内において半壊・半焼等以上の被害を受けた建物に設置された受信機に係る放送受信契約等について、放送受信料の免除を行う。

b 避難所へのアンテナ等の貸与を行う。

(4) 被災者生活再建支援制度

この制度は、平成10年5月に成立した被災者生活再建支援法に基づくもので、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互互助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援するものである。

① 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

被災者生活再建支援法の適用基準

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
市内の住家が滅失（り災）した世帯の数 * ¹	150 以上	第1条第1項 * ³
県内の住家が滅失（り災）した世帯の数 * ²	1,500 以上	
そのうち市内の住家が滅失（り災）した世帯 * ²	75 以上	
市内において住家が全壊した世帯の数	10 以上	第1条第2項 * ³
県内において住家が全壊した世帯の数	100 以上	第1条第3項 * ⁴

*1 災害救助法施行令第1条第1項第1号の規定に同じ

*2 災害救助法施行令第1条第1項第2号の規定に同じ

*3 市に適用

*4 県に適用

② 対象世帯と支援金の支給額

支給額は、「基礎支援金」と「加算支援金」の合計である。

ア 基礎支援金：住宅の被害程度に応じて支給する支援金

対象世帯		基礎支援金
全壊	住宅が「全壊」した世帯	100 万円
解体	住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず（住宅の倒壊による危険を防止するために必要があること、敷地復旧のために住宅を解体する必要があること）解体した世帯	100 万円
長期避難	災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯	100 万円
大規模半壊	住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯	50 万円
中規模半壊	住宅が半壊し、大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯	0 円

イ 加算支援金：住宅の再建方法に応じて支給する支援金

再建方法	支援金
建築・購入	200 万円
補修	100 万円
賃貸（公営住宅以外）	50 万円

ただし、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200万円（または100万円）とする。

ウ 加算支援金：住宅の再建方法に応じて支給する支援金（中規模半壊）

再建方法	支援金
建築・購入	100 万円
補修	50 万円
賃貸（公営住宅以外）	25 万円

また、ア、イ、ウともに複数世帯を対象とした支給額であり、単数世帯の場合は、複数世帯に対する支援金の 3/4 の額とする。

③ 申請書・必要書類等

各地区保健福祉センターに、被災者生活再建支援金申請書、り災証明書、住民票、預金通帳の写し、契約書等の写しなどを添え申請を行う。

(5) り災証明書の発行

本項目については、第3章「応急災害対策」第29節「り災証明書発行対策」を準用する。

(6) 災害公営住宅等の支援

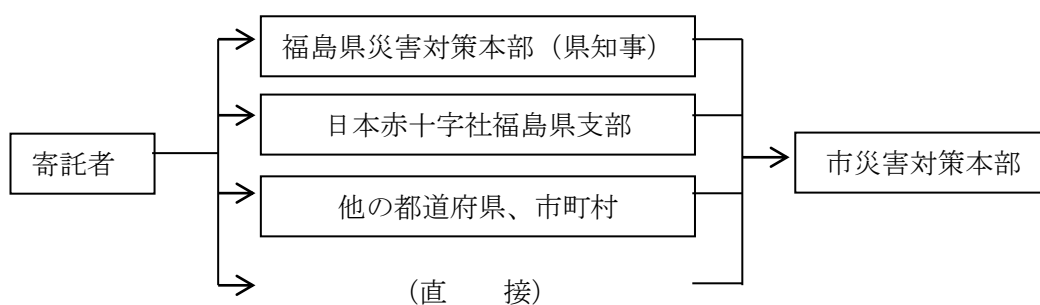
本項目については、第3章「応急災害対策」第28節「応急住宅対策」を準用する。

4 義援金・義援品（救援物資）の受入・配分

(1) 義援金・義援品（救援物資）の受入

本市が甚大な被害を受けた際などで、市に届けられる義援金・義援品（救援物資）は、以下に示すような経路により市に委託される。

義援金・義援品（救援物資）の受け入れ経路



義援金の受け入れについては、第3章「応急災害対策」第47節「義援金の受入・配分」を準用する。

義援金・義援品（救援物資）の受付に関しては、受付記録を作成し、以下に定める保管の手続きを行うとともに、寄託者またはその搬送者に受領書を発行する。また、このほかは、第3章「応急災害対策」第45節「全国からの救援物資への対応」を準用する。

(2) 義援金・義援品（救援物資）の保管

ア 義援金の保管については、第3章「応急災害対策」第47節「義援金の受入・配分」を準用する。

イ 義援品（救援物資）については、災対産業振興部が(公社)福島県トラック協会いわき支部等の協力のもと、あらかじめ定めた物資集配拠点施設（21世紀の森公園、総合体育館、いわき競輪場）に保管する。なお、管理に際しては、受払い簿を作成しなければならない。

(3) 義援金・義援品（救援物資）の配分

ア 義援金の配分については、第3章「応急災害対策」第47節「義援金の受入・配分」を準用する。

イ 義援品（救援物資）の配分については、第3章「応急災害対策」第44節「非常用食糧等の供給」を準用する。

ウ 被災者に対する配分にあたっては、必要に応じ、地元行政区、自治会もしくは自主防災組織、赤十字奉仕団等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に分配する。